掛川市条例第45号

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

掛川市長

(別紙)

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例

掛川市印鑑条例(平成17年掛川市条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては 「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に 改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改 正 後
(印鑑登録証明書の交付)	(印鑑登録証明書の交付)
第13条 (略)	第13条 (略)
	_(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)_
	第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録
	者は、行政手続における特定の個人を識別する
	ための番号の利用等に関する法律(平成25年法
	律第27号) 第2条第7号に規定する個人番号
	カードを利用して、多機能端末機(民間事業者
	が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算
	機と電気通信回線で接続したものをいう。)に必
	要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録
	証明書の交付を受けることができる。
(印鑑登録証明書)	(印鑑登録証明書)
第14条 (略)	第14条 (略)
(手数料)	(手数料)
第19条 第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付	第19条 第7条の規定に基づく印鑑登録証の交
<u>又は第8条第2項</u> の規定に基づく印鑑登録証の	付 <u>、第8条第2項</u> の規定に基づく印鑑登録証の
再交付又は第13条第3項の規定に基づく印鑑登	再交付又は第13条第3項 <u>若しくは第13条の2</u> の
録証明書の交付を受けようとする者は、掛川市	規定に基づく印鑑登録証明書の交付を受けよう
手数料条例(平成17年掛川市条例第74号)に定	とする者は、掛川市手数料条例(平成17年掛川
めるところにより、手数料を納付しなければな	市条例第74号)に定めるところにより、手数料

附則

らない。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

を納付しなければならない。